

ベースアップ評価料の算定について

当院では、2026 年度の診療報酬改定に伴う【ベースアップ評価料】について、以下の施設基準を満たした医療機関として届出を行っています。

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取り組みで、2026 年6月に導入され、継続して取り組んでいることへの評価です。

当院では【外来・在宅ベースアップ評価料】を初診時に（23 点）、再診時に（6 点）、【入院ベースアップ評価料】を毎月（39 点）算定しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

物価対応料の算定について

地域の医療提供体制維持のため、2026 年度診療報酬改定により新設された物価高騰（医療材料費・水道光熱費等）への対応として【外来・在宅物価対応料】を初診時に（2 点）、再診時に（2 点）、訪問診療時に（3 点）、【入院物価対応料】を各入院基本料に応じて（8 点～19 点）を毎月算定しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。